

対内直接投資審査制度について

令和8年6月10日

財務省国際局

対内直接投資審査制度見直しに伴う政省令等の整備（検討のポイント）

① 法改正に伴う規定の整備

- ・ 間接取得に係る規定
- ・ 外国政府等の支配・影響下にある投資活動（みなし外国投資家）に係る規定
- ・ 非指定業種への投資に関するリスクへの対応措置に係る規定

（※本年1月7日の答申に沿った内容を規定）

② 事前届出対象業種の見直し

③ 事前届出対象行為のリスクに応じた合理化

④ 事前届出様式等の見直し

※ 上記のほか、法令の施行状況等を踏まえた規定の適正化を実施予定

事前届出業種の見直し

外為審査申

- ✓ 「情報通信技術関連業種」の業種指定について、サイバーセキュリティ対策等の観点から真に必要性が認められるものに限定することが適当である。
- ✓ こうした合理化の一方で、重要な技術や情報を保有している本邦企業への投資が事前届出の対象となっているか検討するべきである。この際、対象とすべき技術や情報の範囲については、外国投資家や発行会社が外形上事前届出の要否を判断できるかを考慮しつつ、経済安全保障関連法令との整合性にも配慮することが適当である。

検討①：情報通信技術関連業種の見直し等

- ✓ 「ソフトウェア業等」について、サイバーセキュリティ対策をはじめとする安全保障等の観点から指定業種の対象を限定列挙し、その他は非指定業種化：
 - コア業種に該当するものはサイバーセキュリティ対策等の観点から引き続き審査の必要性が高く、原則現行の取り扱いを維持
 - コア業種以外の指定業種について、
 - ① 経済安保推進法で規定される重要なインフラ・物資等に関係するもの
 - ② 大量の個人情報や企業の営業秘密として管理される技術情報等を取り扱うためのもの等を限定列挙し、その他は非指定業種化。

※ソフトウェア業等の見直しとあわせて索道業やペット飼育業を非指定業種化

検討②：重要技術・情報の保全等や他法令との整合性確保

- ✓ 外為法上、技術管理の対象となっている「技術」を保有する法人を事前届出（コア）の対象に指定（業種ではなく技術に着目した指定）。
- ✓ 経済安保推進法の特定重要物資に指定された物資に係る製造業をコア業種に指定（磁気センサー、船体）。
- ✓ 電気・ガスの小売事業者（大規模なものに限る）をコア業種に指定。
- ✓ 医療法改正により安定供給確保の重要性が特に高いものとして指定された「重要供給確保医薬品」に係る製造業を指定業種に追加。

※今回の見直しによって届出対象となる事業を営む企業は、既に指定業種に係る事業を営んでいる企業が多く、届出件数への影響は限定的となる見込み。

事前届出対象のリスクに応じた合理化（主な緩和策）

役員の重任

※2024年度 役員選任の同意の届出1034件、うち重任に係る同意658件

- ✓ **事前届出を経て就任した役員等の重任については、原則として事前届出を不要**とすることを検討。
- ✓ ただし、届出者が事前届出免除制度を利用できない場合や、以下のような事情変更がある場合には引き続き事前届出が必要。
 - 役員等の所在国・国籍や兼職先等に変更があった場合
 - 発行会社やその子会社が営む指定業種に変更があった場合
 - 届出者の所在国・国籍や指定業種に属する事業への関与方針について変更があった場合 等

その他の緩和措置

- ① **日本企業の100%海外子会社による投資について、規制の潜脱防止等の観点から事前届出の対象とされているが、実質的に日本企業グループ内での組織再編に過ぎないような場合は、事前届出を不要**とすることを検討。
- ② **居住者外国投資家（外国投資家が議決権の50%以上を保有する日本企業）による自己株取得**について、既存株主の議決権比率に反射的な影響を及ぼすことから事前届出の対象とされているが、**反射的な変動が限定的な場合**（議決権が反射的に増加することになる既存株主が非外国投資家／当該居住者外国投資家の親会社等のみの場合）は、**事前届出を不要**とすることを検討。
- ③ **特定上場会社等（※）又はその直接の子会社**について、特定の外国法人等が支配的な影響力を持たないことを理由に対内直接投資等に係る**事前届出が不要**となっているが、いわゆる**孫会社以下についても事前届出を不要**とすることを検討。

（※）特定上場会社等は、居住者外国投資家のうち、個々の外国法人等の議決権保有割合がいずれも10%未満の上場会社等

届出報告様式の見直し

- ✓ 届出・報告様式について、法改正に対応する様式の追加・修正を実施予定。
- ✓ 加えて、事前届出の受理後、**審査の一環として質問状により通例確認を行っている事項について、届出時点で添付書類として提出を求めることを検討。こうした取組を通じて審査の効率化・予見可能性確保を推進。**

添付① 届出者に関する事項

- 沿革、事業内容
- 国内外における事業所
- 主要な取引先
- 代表者の略歴、役員の氏名、国籍、生年月日等
- 外国政府による出資、補助金等の有無
- 届出者がファンドの場合は、GPの属性、運用資産額や主要な投資先、投資意思決定の方法

添付② 発行会社に関する事項

- 沿革、事業内容
- 国内外における事業所
- 役員の氏名
- 事前届出業種に該当する事業の具体的な内容
- 届出者による発行会社の業績評価、経営課題に対する認識

添付③ 届出者への出資者に関する事項

- 名称及び代表者の氏名、事業内容
 - 出資比率及び議決権比率
 - 国籍又は設立国
 - 属性（銀行、保険、年金基金、投資ファンド、事業会社等）
- ※ 出資比率5%以上のもの又は上位10位までのものいずれか数の多い出資者の情報

添付④ 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

- 沿革・事業内容
 - 国内外における事業所
 - 代表者の氏名、略歴、国籍、住所及び生年月日
 - 役員の氏名、国籍
 - グループの資本関係の図解
- ※ 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものが法人の場合は、5%以上の株式・議決権を有する株主に係る基礎情報を求める予定

リスク軽減措置に係るガイドライン（イメージ）について

外為審答申

- ✓ 届出書に記載されるべき**リスク軽減措置の類型や具体例**をガイドライン等で示すことにより、**外国投資家の予見可能性に配慮した運用を行うことが適当**である。

リスク軽減措置に関するガイドラインにおける記載事項のイメージ

(1) 制度趣旨

(2) リスク軽減措置の類型や具体例

リスク類型	具体例
外国政府による影響	投資家の密接関係者等に外国政府関係者が含まれる場合 ⇒ 外国投資家が議決権行使に当たって 外国政府等の影響を受けない旨 を記載
重要な事業の廃止・縮小等	発行会社事業が 国の安全の確保等に必要 な財・サービス等の安定的な供給等の観点から 重要 と認められる場合 ⇒ 特定事業の廃止・縮小等に係る提案を行わない旨 を記載
機微技術・情報の流出	発行会社の技術等が 国の安全の確保等に係る生産基盤及び技術基板の維持 の観点から 重要 と認められる場合 ⇒ 発行会社の 技術等に係る秘密情報の取得や第三者への開示提案等を行わない旨 を記載

※ 上記の例のようなリスク類型に応じたリスク軽減措置の具体的な内容のほか、リスク軽減措置の内容に係る秘密保持や、実効性確保のための発行会社への通知、事後モニタリングへの協力、当局への相談といった記載事項も盛り込まれることが一般的。

※ 個別事案の性質に応じて、リスク軽減措置では対応しきれないようなものもありうることに留意。

(3) リスク軽減措置に関する手続について

- ・ 審査期間中の修正手続
- ・ リスク軽減措置に関する勧告・命令
- ・ 投資実行後のリスク軽減措置に関する変更手続

(4) その他（留意事項等）

- ・ 当局による事後モニタリング（質問票、ヒアリング等）の実施について

対内直接投資審査に係る政府による情報開示について（今後の方針）

1. 背景

- 対内直接投資審査に係る個別案件については、個社の株式取引等に不測の影響を与えることを避けるため、政府としてコメントしないことを基本方針としているところ。また、対内直接投資審査制度の勧告・命令は、何らかの不法行為があったことを前提とするものではないことから、勧告・命令の事実について公表することが制度上求められているわけではない。
- 他方、制度運用の透明性確保や外国投資家の予見可能性の確保を図る観点から、政府が勧告・命令を行う場合について、制度運用の透明性を図る観点から情報開示の在り方を以下の通り整理。

2. 情報開示に関する考え方

① 勧告について

- 勧告については、外国投資家が応諾是非を検討するものであり、原則として、外国投資家に先んじて、又は外国投資家の意向に反して、当局から勧告を行った旨は公表しない。
- ただし、公開買付の条件等に係る情報開示の一環として外国投資家が勧告を受けた旨を公表する場合等には、当局としても対外的に勧告を行った旨を説明する。

② 命令について

- 命令については、投資の内容変更・中止を実質的に確定するものであり、命令の履行確保の観点や、従わない場合には罰則が科されること等を踏まえた運用の透明性確保の観点から、勧告と比べて公表の必要性が高い。また、対外公表を通じて具体事例を積み重ねていくことは、一般外国投資家の予見可能性向上の観点から重要。こうした点を踏まえ、国の安全等の観点から機微な情報や外国投資家や投資先企業の営業秘密等に係る情報の取扱いに十分留意の上で、命令を行った旨を公表する。

③ 年次報告書（アニュアルレポート）等を通じた情報開示の拡充に引き続き取り組む。

関税・外国為替等審議会議事規則の改正について（案）

1. 背景

- 関税・外国為替等審議会議事規則では「会議及び議事録を非公開とする場合はその理由を明示して議事要旨を公開すること」とされている。
- しかしながら、対内直接投資審査における個別案件（外資特別部会で審議）については、仮に個社名等を伏した議事要旨の公表であっても、株式公開買付制度の下で公表されている個別案件と紐付けられることで株式市場の憶測等を招き、個社の株式取引等に不測の影響を与えるおそれも否定できないことなどから、必要な場合には、会議の開催事実を含め議事要旨を非公開とできるようにすることが適当と考えられる。

(注) 「審議会等の整理合理化に関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）の別紙においても、「行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、（中略）当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。」としている。実際に、個別案件を行う他の審議会においても、必要な場合に議事要旨の全部又は一部を非公開とできる規定が設けられている。

- 個別案件については、勧告・命令を行う政府が対外説明を行うことが適当。今般の外為法改正を受けて対日外国投資委員会が創設される中で、政府において開示すべき内容等を判断することが適当。

2. 御相談事項：

- 個別案件に係る議論については必要に応じて議事要旨の全部又は一部を非公開にできるよう、審議会議事規則を以下の通り改正（第5条に第4項を追加）することとしたい。

第五条 会議又は議事録は、公開とする。ただし、会長は、特段の理由により必要があると認めるときは、審議会に諮って会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項の議事録は、会議のつど作成し、速やかに公開するものとする。

3 第一項の規定により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示して議事要旨を公開するものとする。

4 前三項の規定にかかわらず、会長は、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるとき、審議会に諮って会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(参考資料)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

改正の趣旨

- 健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応するため、対内直接投資審査制度を高度化する。

改正の概要

I. 施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保

1. リスク軽減措置の明確化

- 国の安全等を損なうリスクをなくするための措置（リスク軽減措置）を、届出すべき事項として明確化する。
- 届け出たリスク軽減措置について、変更する場合や実施しない場合に変更の届出を義務付け、改めて審査を実施することとする。
- 事前届出や変更の届出に対する審査の結果、リスク軽減措置を勧告・命令することができることを明確化する。

2. 間接的な投資の捕捉

- 本邦企業の株式等を保有する外国法人等を別の外国投資家を買収等により支配することを通じ、間接的に本邦企業の株式等を取得する行為について、対内直接投資等として規制対象に追加する。

(※) このほか、政省令等において、事前届出の対象となる対内直接投資等についてリスクに応じた合理化を行う。

II. 安全保障等の環境変化への対応

1. 外国政府等の支配・影響下にある投資活動の捕捉

- 非居住者等の支配・影響下において投資活動を行う国内の投資家を外国投資家とみなした上で、外国投資家とみなされた者が、典型的に特にリスクの高い非居住者等の支配・影響下で投資を行う場合について、事前届出等の対象とする。

2. 非指定業種への投資に関するリスクへの対応措置の新設

- 典型的に特にリスクが高い投資家による、事前届出の対象でない投資（非指定業種への投資）について、国際情勢の変化等により国の安全を損なうおそれ大きい投資に該当するかどうかを確認する必要性が生じた場合には、報告を求めることができることとするとともに、必要な場合には株式等の処分等の勧告・命令ができることとする。

III. 省庁横断的な執行体制の強化

- 対内直接投資等の審査等に当たり、国の安全等の観点から必要な場合に、財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見照会を義務付ける。(※) 対日外国投資委員会（仮称）による省庁横断的な執行体制を法制上担保するもの。

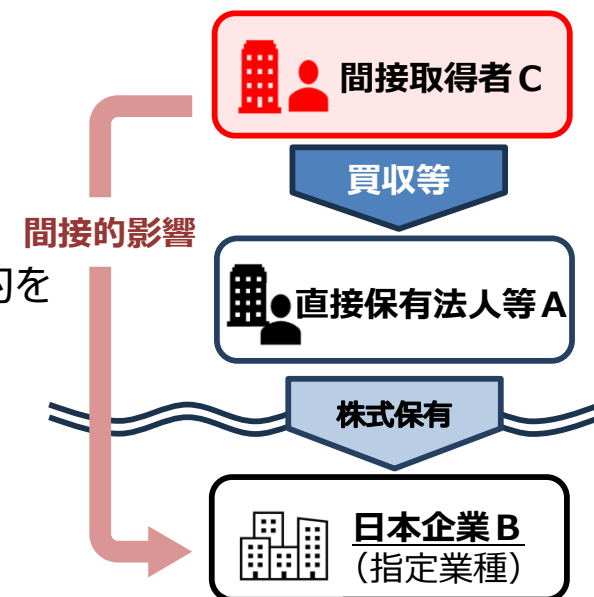
施行日

公布から1年以内の政令で定める日（Ⅲについては公布の日）

間接的な投資の捕捉（政令における検討事項）

間接取得者Cによる直接保有法人等Aの「買収等」の類型

- ① A（又はAの親会社）の議決権を50%以上取得する行為（法律事項）
（※）議決権の合算対象には議決権行使等権限を含む（事業活動を支配する目的を有する場合）。
- ② Cの関係者がAの役員の大過半数を占める行為（法律事項）
- ③ ①、②に準じる行為（政令事項）
 - ✓ Aの議決権行使等権限を50%以上取得する行為（Aの事業活動を支配する目的を有する場合）
 - ✓ Aに係る共同議決権行使（議決権の50%以上）に同意する行為
 - ✓ Aのいわゆる黄金株を取得する行為
 - ✓ Aが特定組合類似団体である場合にAの業務執行組合員の大過半数を占める行為



間接取得者Cによる直接保有法人等Aの議決権取得の合算範囲（政令事項）

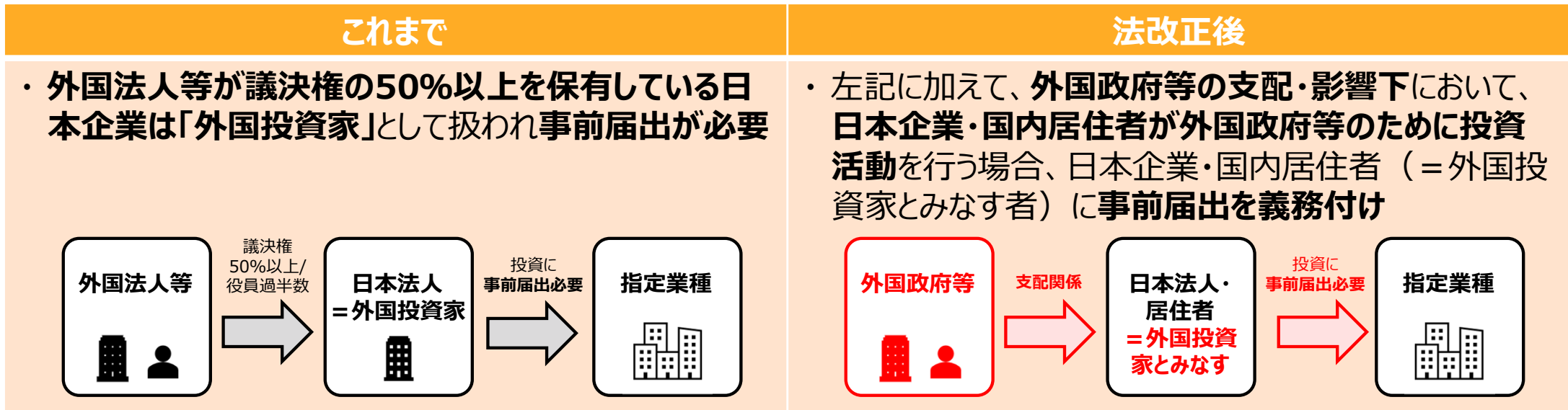
- ① 間接取得者Cと資本関係上、同一企業グループに属する法人等
- ② 間接取得者Cと共同してAの議決権の行使を行うことに合意しているもの

日本企業Bの株式／議決権取得の閾値

- ① 原則：間接取得者C、直接保有法人等A、これらの密接関係者が上場企業の株式／議決権1%以上を保有する場合（非上場企業の株式については閾値なし）（法律事項）
- ② 典型的に特にリスクの高い投資家（事前届出免除制度を使えない投資家）以外は（上場・非上場ともに）株式／議決権の50%以上を保有する場合（政令事項）

（※）高リスク投資家以外によるグループ内取引や実質議決権ベースで閾値未満の場合等は事前届出不要とする。 10

外国政府等の支配・影響下にある投資活動の捕捉（政令における検討事項）



外国投資家と「みなす」こととなる類型（政令において具体化）

- ① 契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの
 - ✓ 非居住者等との委託契約に基づき行うもの（非居住者自身が外国投資家として届出義務を負うものは除く）
 - ✓ 外国政府等による情報収集活動に協力する義務を課す契約に基づき、非居住者等の指示で行うもの 等
- ② 非居住者等との特別な関係に基づき行われるもの
 - ✓ 特別な関係にある非居住者等の指示で行うもの、事業や特定技術の譲渡を目的として行うもの

（※）特別な関係：親族関係、雇用関係・生計の維持、外国政府による情報収集活動への協力義務、これらの関係にあるものが議決権の50%以上を直接・間接に保有／役員の過半数を占める法人等

事前届出の対象となる典型的に特にリスクの高い非居住者等（政令事項）

- ① 外国政府、外国の国有企業等
- ② 外国政府等に対して情報収集協力義務を負う者
- ③ 過去に外為法違反で処分を受けた者

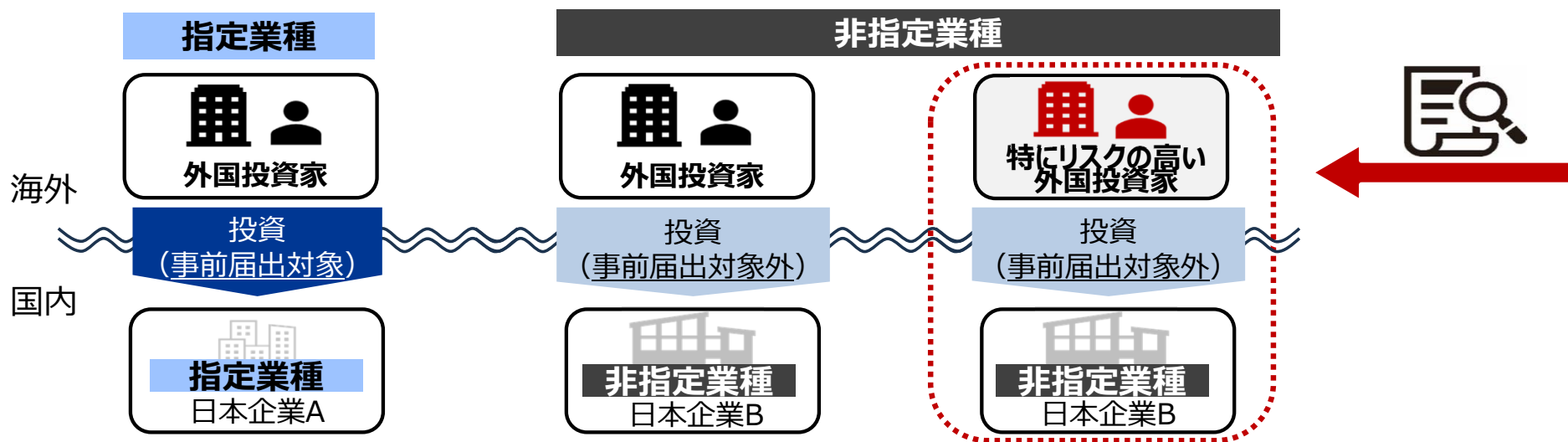
非指定業種への投資に関するリスクへの対応措置の新設（政令における検討事項）

これまで

- 株式・議決権取得比率が10%以上となる場合に事後報告を求めているが、**勧告・命令等の措置を講じる制度はない**

法改正後

- 国際情勢の変化等により**国の安全を損なうおそれ大きい投資**に該当するかどうかを確認する必要がある場合には、**報告を求め**ることが可能
- 必要な場合には株式処分等の**勧告・命令**が可能



事前届出の対象となる典型的に特にリスクの高い非居住者等（政令事項）

- ① 外国政府、外国の国有企業等
- ② 外国政府等に対して情報収集協力義務を負う者
- ③ 過去に外為法違反で処分を受けた者

※ 株式・議決権の取得等については、10%以上の取得等に限定（事後報告の閾値と同一）